



申5号 「管理者の乗務について」に関する緊急申し入れを行う!

JR東労組は「変革2027」の実現に向けた様々な諸施策に対して真正面から向きあい、職場の声を踏まえJR東日本会社と真摯且つ建設的な議論を行ってきました。

現在、一部の職場において管理者が乗務することが示され進められています。目的は「新型コロナウイルス感染が拡大した際における列車運行の確保」「管理者の本線乗務を通じ、変革2027の実現に向けて3つの改革の推進をはかる」「乗務員とのコミュニケーションを図るため」などとされています。

今回実施される管理者の乗務については、前例のない新たな内容であり、労働条件の変更に係わる事案であると認識しています。また、本社は「乗務員勤務制度の見直しについて」の団体交渉の中で、管理者の乗務に関して安全確保の観点から「何年も乗務していない社員を乗務させることは会社も考えていない」との回答でもあるように、安全に係わる事案であることは言うまでもありません。さらに、現在の管理者の厳しい業務実態の上に、地上勤務と乗務労働が混在することは、精神的な切り替えや肉体的負担などの不安定要素が今まで以上に増加し、健康面のみならず安全上の課題にも繋がることを危惧せざるを得ません。

JR東労組は過去に経験したことのないコロナ禍における厳しい経営環境の中で、労使が協力して現状の危機を乗り越えていかななくてはならないと受け止めています。その中で、今後、如何なる変化への対応をしていく場合においても、「安全第一」を大前提として、組合員・社員の健康を維持・向上させることが極めて重要なため団体交渉で議論を行います!

◆申し入れ項目

1. 管理者の乗務については、議論経過等があることから提案等を行い、安全確保・労働条件の向上に資する議論を労使で鋭意行うこと。
2. 管理者が本線乗務を行う判断に至った経過と目的を明らかにすること。
3. 本線乗務を行う対象の管理者を明らかにすること。
4. 管理者が乗務する場合の乗務員及び管理者の標準数について、それぞれの考え方を明らかにすること。
5. 管理者が乗務する場合の勤務指定の考え方を明らかにすること。
6. 管理者が乗務する場合の月間労働時間の算出方法について明らかにすること。
7. 管理者が乗務する場合の乗務手当の考え方を明らかにすること。
8. 管理者が乗務する場合においても、健康を確保し、主たる管理業務が確実に遂行できる環境を確保すること。
9. 管理者の乗務にあたっては、安全レベルを低下させないことを前提に実施すること。
10. 管理者の乗務にあたっては、大きな変化になることから、労使が職場の実態を注視し、今後も必要な議論を鋭意行うこと。

「安全第一」の視点で、団体交渉で議論を行っていきます!